

○岡山理科大学大学評価委員会規程

(設置)

第1条 岡山理科大学自己点検・評価規程第4条に基づき、岡山理科大学(以下、「本大学」という。)に岡山理科大学大学評価委員会(以下、「本委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本大学の内部質保証の有効性、妥当性を客観的に検証することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 外部委員として学長が委嘱する者
- (2) 全学評価・計画委員長
- (3) 全学評価・計画委員会の各部部长
- (4) 学部評価・計画委員長
- (5) 大学事務局次長
- (6) 法人本部事務局長
- (7) 総合企画局長
- (8) その他、本委員会の委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 第3条に規定する委員の任期は、役職在任中とする。ただし、第3条第1号に規定する委員の任期は2年とし、その再任は妨げない。

(委員長等)

第5条 本委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 4 委員長に支障があるときは、委員長の指名した副委員長がこれを代行する。

(会議の招集及び成立)

第6条 委員長は、本委員会を招集し、議長となる。

- 2 本委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(委員会の業務)

第7条 本委員会は、次の事項について評価を行う。

- (1) 全学の内部質保証の有効性に関すること
- (2) 全学及び学部・研究科の計画策定及び自己点検・評価に関すること
- (3) その他、教育研究活動に関すること

(報告)

第8条 評価の結果は、委員長が全学評価・計画委員会にて報告する。

(細則等)

第9条 岡山理科大学大学評価委員会規程に定めるもののほか、本委員会に関して必要な事項は、本委員会が別に定める。

(事務)

第10条 本委員会の事務は、企画課において行う。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、本委員会及び大学協議会の審議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成18年7月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 8 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 9 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 10 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 11 この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日決裁)

この改正規程は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年1月26日 第10回大学協議会)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。